

豊情個審答申第59号
令和3年(2021年)3月19日

豊中市長
長内 繁樹様

豊中市情報公開・個人情報保護審査会
会長 塩川 茂

豊中市情報公開条例の規定に基づく行政文書部分開示決定処分
について(答申)

令和2年(2020年)8月24日付け諮問第49号により諮問を受けた豊中市
情報公開条例に基づく行政文書の開示請求に係る取扱いについて、別添のとおり
答申します。

第一 審査会の結論

豊中市長が行った、「豊中市立人権平和センター業務委託事業者選定評価シート集計表及び選定評価審査シート」に係る行政文書部分開示決定は妥当ではなく、選定評価シート集計表及び選定評価審査シートのうち、選定評価審査シートの講評については開示すべきである。

第二 審査請求の経過

1 開示請求

審査請求人は、令和2年6月16日、豊中市情報公開条例（平成13年豊中市条例第28号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、行政文書の名称又は内容を「豊中市立人権平和センター相談及び人権・平和啓発事業等業務委託事業者選定評価委員会に係る全ての文書」とする開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

条例第2条第1号に規定する実施機関である豊中市長（以下「実施機関」という。）は、同年6月30日、本件開示請求に係る行政文書を「豊中市立人権平和センター業務委託事業者選定評価シート集計表及び選定評価審査シート」（以下「本件行政文書」という。）と特定し、「選定評価シート集計表及び選定評価審査シートのうち採点者名（以下「委員名」という。）及び講評は公にすることにより、意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがあるため開示できません。」との理由を付して、行政文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、同年7月16日、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところにより、同法第9条第1項に規定する審査庁である豊中市長（以下「審査庁」という。）に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 審査会への諮問

審査庁は、令和2年8月24日、条例第18条第1項の規定に基づき豊中市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に、本件審査請求について諮問した。

第三 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、開示を求める。

第四 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張の要旨は、審査請求書及び口頭意見陳述の内容をまとめると以下の

とおりである。

- 1 選定評価委員会の選定評価シートに記載されている委員名及び講評を開示しても、公にすることにより中立性が損なわれること具体性がない。
- 2 当該選定評価委員会が終了してもなお、開示できない理由が存在せず、非公開の会議においても、議事録を含む審議過程は公開すべきである。
- 3 合理的な理由により、低く採点したことに対する批判や誤解は甘受すべきであり、圧力に対しては毅然と対処すればよい。
- 4 不開示情報を機械的に判断するのではなく、委員から講評を開示することについて了承を得るなど、開示できるように努力すべきである。

第五 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張の要旨は、弁明書及び口頭意見陳述の内容をまとめると、次のとおりであり、以下の2点から委員名及び講評は条例第7条第3号に該当するため、不開示とした。

- 1 選定評価委員会は非公開の委員会であり、個々の内容は公開されないことを前提として率直な評価をしており、委員名及び講評が公開されると、いわれなき批判を浴びたり、不当な圧力がかかったりすることが容易に想定される。
- 2 委員名及び講評が公開されると、委員との信頼関係が損なわれ、今後、予定されている同種の委員会率直な評価が困難となるおそれがある。ひいては、委員会の最終的な意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。
- 3 1及び2の理由により意思決定の中立性が不当に損なわれる蓋然性が高いと考えられるから、文書開示による利益を斟酌してもなお、開示によってもたらされる支障が重大なものであることを要すると解する。

第六 審査会の判断

- 1 本件行政文書について

本件行政文書は、豊中市立人権平和センターの業務委託にかかり開催された「豊中市立人権平和センター業務委託事業者選定評価委員会」で作成された選定評価シート集計表及び選定評価審査シートである。

また、当審査会が、本件行政文書について実施機関に対し提出を求め、本件行政文書を見分したところ、当該集計表は委託事業ごとに作成されており、各委員名、各委員が評価項目ごとの評価した評定及び点数、合計点数などが記載されていること、当該選定評価審査シートは、委員ごとに作成されており、委員名、評価項目ごとの評定、講評などが記載されていることを、それぞれ確認した。

また、当審査会は、本件行政文書に記載されている不開示とした情報のうち講評については、既にその要旨が別途審査請求人に開示されていることを確認した（実施機関の令和3年1月22日付けで回答のあった意見書）。

2 条例の基本的な考え方

条例は、市民の行政文書に対する開示請求権を保障するとともに、豊中市がその諸活動について説明責任を有し、それを果たすべきであるとの基本的な考え方を示している。

条例第7条では、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に不開示情報のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない」と規定し、行政文書の開示請求に対しては、原則として全部開示すること、及び開示しない場合としては、同条各号で定める不開示情報が記録されているときに限られることを示している。

条例第7条第3号では、「市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人その他の公共団体（以下「国等」という。）の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報と規定している。

また、条例第8条第1項では、「実施機関は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない」として、部分開示について規定している。

3 本件審査請求に係る条例第7条第3号該当性の判断

条例第7条第3号は、上述のとおり市の機関の内部における審議、検討又は協議に関する情報に関し不開示情報としての要件を定めた規定であるが、これは意思決定前の審議、検討又は協議に関する情報を全て不開示とすることは市がその諸活動を説明する責務を全うする観点から適当ではないという趣旨に基づくものであり、具体的には公にすると率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が「不当に」損なわれるおそれ等があるものを不開示情報と規定している。

この場合における「率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれ」があるものが不開示とされた趣旨は、最終的な意思決定がされる過程においては、様々な選択肢の是非、長短について多方面から自由な意見交換等がされるべきであるのに、最終的に採用されるに至らなかった中間的な議論、未成熟な意見等が公開されることにより、外部からの不当な圧力や干渉等をうけること等により、当該意思決定がゆがめられるおそれを生じることがあるほか、最終的な意思決定に対する誤解や筋違いの批判等を招き、ひいては途中経過における自由かつ率直な意見交換等が妨げられたりする恐れがあるので、そのようなことを防止するために、適正な意思決定手続きを確保する点にあると考えられる。このような立法趣旨からすれば、「率直な意見の交換が不当に損なわれるおそ

れ」とは、公にすることにより将来の同種的意思決定を妨げることになる場合を当然に含むと解すべきである。

また、「不当」とは、情報を開示することの公益性を考慮しても、開示により予想される支障が看過し得ない程度のものであることとされ、当該予想される支障の程度が「不当」なものであるか否かの判断は、当該情報の性質に照らし、開示することにより得られる利益と不開示とすることによる利益とを比較衡量した上で判断するものとされている。

本件選定評価委員会は非公開の委員会であり、個々の内容は公開されないことを前提として率直な評価をしており、委員名及び講評が公開されると、いわれなき批判を浴びたり、不当な圧力がかかったりすることが容易に想定され、さらには、個々の発言は公表しないことを予め委員に対し説明を行ったうえで審議を行っている性質上、委員との信頼関係が損なわれ、今後、予定されている同種の委員会で委員が率直な評価を差し控えるなど、適正かつ公正な選考を行うべき選定評価委員会の本来の意義が損なわれるおそれがあり、ひいては、委員会の最終的な意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとの実施機関の主張については一般的には合理性が認められる。

しかしながら、委員の氏名を不開示とした場合においては、匿名とされた委員の本件行政文書の講評について、直接、各委員が責任を問われ、或いは各方面から様々な干渉や圧力を受けるおそれはないものと考えられる。仮に匿名とされた委員の講評に対して各方面から様々な批判等がされたとしても、講評を行った者が特定されない状態では、そのことによって、委員が辞任を申し出たり、新たな就任を拒否される等の委員との信頼関係が損なわれる事態が起こり得るとは想定し難いものである。これらのことは、講評の要旨について既に実施機関が審査請求人に別途開示されている事実からも明らかであり、実施機関が主張するようなおそれは認められない。

よって、本件行政文書から委員の氏名を不開示とすれば足り、講評についてまでも不開示とした実施機関の決定は不当であると言わざるをえない。

4 結論

以上の次第で、本件行政文書のうち選定評価審査シートの講評は、条例第7条第3号に規定するおそれがある情報に該当するとはいえないため、実施機関はこれを開示すべきである。よって、審査会は「第一 審査会の結論」のとおり判断する。

令和3年（2021年）3月19日

豊中市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 塩 川 茂

委 員 塩 野 隆 史

委 員 中 川 丈 久

委 員 前 田 雅 子

委 員 野 田 邦 子